青森県立中央病院診療材料調達支援業務委託
企画提案書評価基準及び配点

この基準は、公募型プロポーザル方式によって診療材料調達支援業務委託業者を決定するための企画提案書内容を、公平かつ客観的に評価するために、実績評価、企画提案評価、価格評価からなる３つの観点で評価するものである。

１　評価基準と点数配分

「実績評価」、「企画提案評価」、「価格評価」の３つの観点で評価する。後に示す方法により計算した点数の合計が最も高い者を第一交渉権者とする。

評価項目ごとの点数配分は以下のとおり。

評価項目		配点		備考
実績評価	経営状況	３０	２０	会社概要書による
	業務実績		１０	
企画提案評価		１７０		企画提案書による
価格評価		１００		見積書による
合計点		３００		

２　実績評価の方法

会社概要書記載の内容に基づいて以下の手順で行う。

（１）経営状況

以下の細項目ごとに１位：４点、２位：３点、３位：２点、４位：１点を配分。

①売上高

②経常利益

③資本金

④従業員数

⑤事業所数

（２）業務実績

①全国の５００床以上の病院の診療材料調達業務受託実績（直近２年間）

２０病院以上：５点、　１０～１９病院：３点、　１～９病院：１点

② ①のうち、東北地方６県の病院の診療材料調達業務受託実績

１０病院以上：５点、　５～９病院：３点、　１～４病院：１点

３　企画提案評価の方法

企画提案書及びプレゼンテーション内容に基づいて、細項目（別表第１）ごとに１０点満点で評価する。審査会委員が得点化したものについて細項目ごとに平均点を算出し、合計したものを企画提案評価点とする。

なお、細項目の平均点に小数点以下の端数が出た場合は、小数点第３位を四捨五入し、小数点第２位まで算出する。

４　価格評価

見積価格（年額）に基づき配点する。参加者中、最低見積価格の者の価格評価点を１００点とし、以降は参加者数に応じて配点を行う。最下位の者は０点とする。

なお、年額 4,620,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限価格とする。これを超える場合は価格評価点を０点とする。

５　合計点が同点となった場合の取扱い

価格評価点の高い者を第一交渉権者とする。価格評価点が同点の場合は、くじ引きにて決定する。

６　応募者が一者のみとなった場合

価格評価の配点数１００点を最低基準とし、その最低基準を満たす応募者の場合は、当該応募者を受託候補者とする。

別表第１

企画提案評価基準

区分	細項目	得点
(1)業務理念	①業務パートナーとしての当院の立場に立った業務運営を考えているか	１０
	②当院スタッフとの協調を重視し、信頼の確保に努める姿勢があるか	１０
(2)調達業務	①メーカー間、ディーラー間の競争性の確保及び公平性・公正性の保持はできるか	１０
	②価格交渉の経緯や結果の報告について遅滞なく行われるか	１０
	③診療材料マスタの整備と維持は定期的に実施されるか	１０
	④保有する市場価格の質・量・施設数及び全国網羅性について問題はないか	１０
	⑤市場価格との比較分析や価格交渉、院内診療材料対策委員会への支援などの協力性	１０
	⑥同種同効品の整理及び集約化等に関する提案、支援の体制は整っているか	１０
	⑦３年間の継続的な材料費削減活動及び代金支払い業務が可能	１０
	⑧共同購入等スケールメリットのある製品について効果的な提案ができるか	１０
	⑨診療材料費の納入単価や成功報酬の考え方は妥当か	１０
	⑩経営分析上必要な各種分析データについて、要求に応じて作成し提供することは可能か	１０
	⑪緊急時・災害時のバックアップ体制が提案されているか	１０
	⑫効率的な業務遂行のための人員及び経験者が配置されているか	１０
	⑬業務上知り得た情報に対する厳正な守秘体制及び取組みは整っているか	１０
(3)導入準備	①業務が支障なく開始できるよう、導入準備を効率的に行うことができるか	１０
(4)自由提案	①病院の将来を見据えた有用な提案がなされているか	１０
合計		170